



パットワールド® PATWORLD

有限会社 ウンピン・エンド・カンパニー

〒101-0045 東京都千代田区神田鍛冶町三丁目6番7号
ウンピン神田ビル8階 TEL:03-3254-0888(代) FAX:03-3254-0889

Vol. 58 2008年07月07日

台湾知財だより(2)

台湾知的財産法院の設立について

2007年3月12日付 Vol.38 でご案内致しました「台湾知的財産法院の設立」に関する「知的財産事件審理法」(以下「本法」という。)及び「知的財産法院組織法」(2007年3月28日公布)が2008年7月1日より施行されましたのでご案内申し上げます。なお、本法施行後の訴訟又は行政事案の流れを添付致しましたのでご参照ください。

本法の施行により、知的財産権関連の民事訴訟事件については、1審、2審は従来の地方法院、高等法院が管轄していた審理を知的財産法院(以下「IP 法院」という)が管轄し(1審は単独審、2審は合議審)、3審(最終審)は従来通り最高法院が管轄します。

知的財産権関連の刑事訴訟事件及び附帯民事訴訟事件は、1審と3審(最終審)は従来通り地方法院と最高法院が管轄し、2審においては従来の高等法院が管轄していた審理を IP 法院(合議審)が行います。

知的財産権関連の行政救済事件は、Vol.38 で記載しました内容とは一部変更があり、知的財産局(TIPO)に審判部が設置されるまでは、本法施行の段階では従来の4級4審制は維持されます。従いまして、TIPO での1級の審理、訴願委員会での2級の審理、最高行政法院での4級の審理は従来通りであり、3級の審理の管轄が高等行政法院から IP 法院(合議制)へと移行されます。

なお、3級3審制への改革、審判部の設置、即ち従来の TIPO での審理(1審)と訴願委員会での審理(2審)の一元化は、今後特許法・商標法の改正と連動して進める意向とのことです。

更に本法第16条により、抗弁をする知的財産権の無効・取消の請求は知的財産権者による訴訟手続の中断の原因とならず、法院は当該知的財産権の無効・取消に理由が有るか否か併せて判断し、判決を下すことができるようになりました。

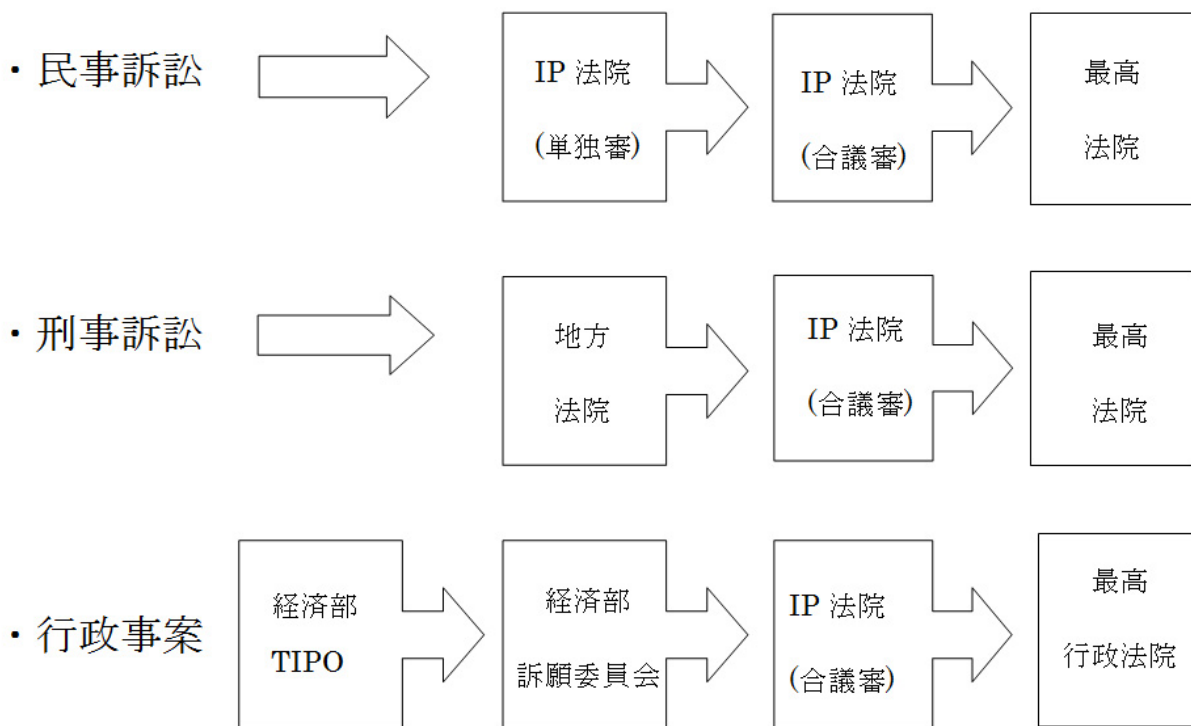
経過措置につきましては、知的財産事件審理法第 37 条により、知的財産権関連の民事訴訟、刑事訴訟及び行政訴訟全てについて、各級の法院において“係属中の事件”は係属中の法院において本法所定の手順によって訴訟を続行、終結し、また本法施行前の審理の効果は有効に扱われます。

なお、TIPO 職員の説明によると“係属中の事件”とは、原則的には「審理に入っている事件」、すなわち第一回口頭弁論が既に開かれている事件を意味し、準備手続段階の事件は IP 法院に移送される可能性があるとのこと。

以上

(文彬国際専利商標事務所 島 直史)

知的財産事件審理法施行後の訴訟又は行政事案の流れ



(但し、TIPO に審判部が設置されるまで)